

組合Q&A

組合員の経営力強化のために

Q 個々の企業の経営力強化が組合の課題になっています。そこで、組合が組合員企業にとって切磋琢磨の集まりとして機能するためにも、組合を最大限に活用しつつ、個々の会社経営を個別に応援できるように支援策等はありませんか。

A 本会では、会員組合や(株)商工組合中央金庫等の関係団体からの専門家派遣の要請に応える後方支援や、中小企業者等から直接寄せられた相談に対応し、経営課題の解決のための支援を行う「中小企業応援センター事業」(以下、「応援センター事業」と言う。)を実施しております。

応援センター事業については、本誌6月号の「ご案内」のコーナーでも、事業の概要説明と概念図を掲載しておりますが、本事業は、組合が個々の組合員企業の経営力強化を図る上で、是非賢く活用いただきたい施策の一つです。そこで今号では、組合構成員企業の経営力向上のためのツールとして、

応援センター事業の事業内容や活用方法等についてご案内します。

まず、千葉県における応援センター事業は、(財)千葉県産業振興センターを代表法人とするコンソーシアム(共同事業体)として、本会を含む8団体で『ちばネットワーク』を組織しており、連携・協力しております。具体的な事業内容としては、

①窓口相談の設置

専門のコーディネーターを設置し、窓口相談を行い、経営課題を把握した上で各種支援につなげる。

②専門家派遣

中小企業からのご相談や組合等からの要請に応じて中小企業の抱える経営課題の解決に最適な専門家を派遣する。

③セミナー等の開催

経営革新セミナー等を開催し、経営力向上に有益な情報の提供等を行うとともに、従来の経営に対する問題意識の発露、課題解決のためのきっかけを促す。

これらの3本柱の事業により、主に次の課題解決の支援を実施しております。(すべて無料です。)

(1)新事業展開

①経営革新計画の法認定を受け

たい②地域資源活用・農商工等連携事業に取り組みたい③新連携により新分野への進出を図りたい

(2)創業

①ビジネスモデル作成についてアドバイスを受けたい②創業に必要な手続きについて知りたい

(3)事業承継

①後継者が見当たらない②事業承継までのプロセスについて知りたい

(4)ものづくり支援

①ものづくり人材の育成・技術継承を図りたい②特定研究開発等計画の作成についてアドバイスを受けたい

(5)新たな経営手法への取り組み

①ITを活用して経営管理の効率化を図りたい②WEB通販などITを活用した販売ルート開拓を図りたい

組合がコーディネーターとして組合員の経営力強化を鼓舞

組合で、「経営革新セミナー」をコーディネーターとしてはいかがでしょうか。組合員企業にとつて必ずや経営力向上につながるシーズを探るためのきっかけになるはず。

「経営革新セミナー」の開催については、応援センター事業がご活用いただけます。また、セミナー実施後に、相談ニーズのある企業については、本会が個別にアプローチし、相談内容が、本事業の支援スキームに合致するものであれば、別途専門家を派遣するなど、更なる支援につなげていくことが可能です。

経営革新計画とは

前述のように、経営革新セミナーは、企業が「従来のやり方」で継続するだけでなく、新たな取り組みを発想するためのきっかけを探る機会になるはずです。

また、セミナーの中で必ず出てくるキーワードの一つに「経営革新計画」というものがあります。

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年のビジネスプランのことで、計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、課税の特例等の支援措置の対象と

なります。

経営革新計画の承認件数は、平成21年11月末現在、全国で3万9009件となっております。また、その中で中小企業組合の承認件数は179件となっております、僅かとはいえ、組合でも経営革新に取り組んでいます。(平成22年1月末日現在)

ちなみに、全国の中小企業者数が約430万であることを考えると、経営革新に取り組む企業の数、全体のほんの一握りでしかありません。したがって、経営革新計画の承認を受けることは、新たに取り組もうとしている事業計画がしっかりとしているものである、という県知事からの「お墨付き(＝頑張っている企業、前向きな企業)」を得ることに他ならないのです。

経営革新の承認を得ることは、金融機関や取引先、従業員、メディア、支援機関等、あらゆるステークホルダーとの信頼を深めるチャンスとも言えるでしょう。(取引先や従業員、金融機関にも理解していただける計画にしておくことが大切です。)

また、経営革新計画を策定することは、計画作成過程で今までの

経営の見直しができ、将来の方向が具体的に数値化されることで、経営者として、何を、いつ、どのように取り組んでいけばよいか、可視化できるようになります。

経営革新の承認を得ず、公的支援策を活用できない大多数の中小企業者のカテゴリーから、経営革新の承認を得て、公的支援策を賢く活用する「ほんの一握りの中小企業者」である新境地のステージへ、ぜひ一緒に進みましょう。

経営革新の承認を受けられた社長さんの声

▼以前は黒字であればという漫然とした空気に支配されていましたが、各種目標値を掲げたことで、細部に亘って見直すという姿勢が社内に行きわたる、大型・超大型機械内製用加工機械の新設増設にも思い切って取り組むことができました。

折しも昨秋より、解体工事は急減し解体機械需要も半減の状態となっていました。

当社でも従来の中・小型機械は3分の1程しか売れなくなっていました。また、大型、超大型は230%超の出荷と、まさに今、屋台骨を支えてくれています。

経営革新は中小企業に革新と一緒に運とツキをも運んでくれる素晴らしい制度です。

(建設機械製造業)

▼外部からの利益獲得が至難のわざである昨今、コストダウンのため当工場を整備改善する必要がある。その第1段階として老朽化が進み能力、精度が低下、生産性が悪い段ボール用打抜機を刷新しました。その結果、品質面においては、ますます進む高品質化、多様化要求、ケースの大型化などの得意先の要求を満たすことができ、生産性では運転速度が平成19年度より約2倍となりました。さらに、キズ、破れ、割れによるロスも減少しコストダウンにつながりました。また、機械の能力的には生産余力を残しているため、新規拡販への大きな力に繋がっています。当社の経営革新は今回で4回目になりますが、中小企業が合理化を進める上で、なくてはならない素晴らしい制度です。

(パルプ・紙・紙加工品製造業)
▼新ラインの設置により製品の増産と人員の効率配置ができるようになり、皆が品質の向上を確認できる状態になりました。それと

ともに「経営革新計画」で明確化した目標に向かって取り組み、社内意識が変わりました。これも中小企業団体中央会様はじめ関係各位のご指導でタイムリーな申請が出来た結果と、感謝しております。(冷凍調理食品製造業)
※経営革新事例集「チャレンジ企業ちば」から抜粋(本会支援企業)

A.

本会の支援事業とは異なりますが、経営支援策として無料法律相談会(完全予約制)をご紹介します。

千葉県弁護士会では、9月16日(木)午後2時～午後4時まで、企業に係わる法律相談会を無料で開催します。会場は千葉県弁護士会館(千葉市中央区中央4丁目13の12)で1回30分程度です。

◎相談(労使関係)? 退職金・賃金・解雇など、契約相談? 契約書・内容・有効性など、不動産問題? 家賃・保証金・土地利用など、債権回収? 売掛・貸付・請負代金など、事業承継? 遺言・株式・M&Aなど、クレーム? トラブル? は予約制ですので、申し込み、お問合せは、千葉県弁護士会まで
TEL 043・227・8431